# 主な変更点について

### 前回の障がい福祉部会の意見による主な変更点について

#### 【全体的な変更点】

- ・主要なサービスについてはグラフを作成
- ・障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスに記載しているサービス量確保の方策 を四角囲みで強調
- ・巻末に用語解説を作成

### 【個別の変更点】

- ・P10~P11 の現状のまとめについて全体的に修正
- ・「奉仕員」という用語は国の指針として表記している箇所以外は「ボランティア」に置 き換え

## 事務局で実施した主な変更点について

- ・他資料と単位を合わせるため、P8【障がい福祉サービスの推移】【障がい児福祉サービスの推移】について、数値を精査の上、金額の単位を「万円」から「千円」に修正
- ・令和 5 年度見込値を最新の数値を基に再算出 結果、下記の項目について、計画値を変更

P19①居宅介護、P21④行動援護、P24②自立訓練(機能訓練)、

P25⑤就労移行支援、P26⑥就労継続支援A型、P27⑦就労継続支援B型、

P31①共同生活援助(グループホーム)、P34①計画相談支援、

P39④成年後見制度利用支援事業、P42⑨移動支援事業、

P45⑤文化芸術活動振興、P50③放課後等デイサービス

・サービスの現状に記載している事業所・定員について最新の数値に変更 \_ 結果、下記の項目について、事業所数・定員数を変更

P19①居宅介護、P20②重度訪問介護、P23①生活介護、P50③放課後等デイサービス

- ・P14 の就労定着支援事業の利用者数について、国の基本指針に基づく算出方法を誤認していた。正しい算出方法により令和 3 年度末時点での実績を 1 人から 4 人に修正。それに伴い、本市の成果目標「③就労定着支援事業の利用者数」を 2 人から 6 人に修正。また、P28 の⑧就労定着支援の R8 年度計画値を 6 人に修正。
- ※意見公募を経て実施した変更点については【資料1】をご参照ください。